

一般社団法人 日本性感染症学会 バナー広告規定

第1条（総則）

広告を掲載依頼する企業および団体（以下「甲」という）と一般社団法人 日本性感染症学会（以下「乙」という）とは、本規定に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第2条（規定の有効性）

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規定を承諾することを確認後、申し込むことができる。乙は甲よりバナー掲載の申し込みがあった時点で、本規定が有効であることを確認する。

第3条（広告配信の拒否）

下記のような、掲載するバナーとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙はバナー広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているもの。
4. 違法な内容を含むもの。
5. パスワードなどにより、一般に公開されていないもの。
6. 公序良俗に反するもの。
7. 乙に不利益をもたらす恐れのあるもの。
8. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したもの。

第4条（バナー広告の改変）

甲は、乙の配布した広告表示用の HTML コードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第5条（バナー広告の掲載）

バナー広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第6条（広告掲載の停止と掲載料支払権利）

甲が本規定および条件に違反した場合、乙は事前に通告することなく、バナー広告掲載の停止、並びにバナー広告掲載料の支払いを拒否することができる。

第7条（広告掲載の中断）

掲載開始後に以下の事由が生じた場合、乙は広告掲載を中断することができる。

1. 火災、停電、天災地変、戦乱等の非常事態、インターネットトラフィックの過大などの不可抗力により広告配信サーバ又は広告配信システムが故障し、または機能不能となった場合
2. 広告配信サーバ又は広告配信システムの定期または緊急の保守・点検を行う場合
3. 第三者によるハッキングやクラッキング、不正アクセス等、乙の責に帰すことのできない事由により広告配信サーバ又は広告配信システムに障害が生じた場合
4. その他乙が広告配信サーバまたは広告配信システムの一時的な中断が必要と判断した場合

第8条（免責事項）

前条に基づく中断により、甲の申込条件通りに広告掲載が不可能になった場合、または掲載されたバナー広告からリンク先への接続ができない場合など、バナー広告掲載契約における乙の義務を履行できない事象が生じた場合における乙の義務は、可能な限り、当該事象を治癒することに限定されるものとする。また、当該事象が乙の故意または重大な過失によることが明らかである場合を除き、乙は当該事象に起因する甲の損害について一切の賠償の責を負わない。

第9条（規定の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規定も、甲と乙の間の一切の關係に適用されるものとする。

第10条（規定の有効期間）

本規定は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第11条（登録内容の変更）

甲は、バナー広告に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第12章（準拠法）

本規定は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

附則

1. 「本学会学術大会の責任者」、「本学会主催および共催のイベントの責任者」はバナー広告を無料で申し込むことができる。
2. 本学会の会員が「関連団体の年次学術大会の責任者」である場合は、規定の料金にてバナー広告を申し込むことができる。
3. 本規定は乙の広報・ホームページ委員会より理事会へ上申し、理事会の議を経て変更することができる。

バナー要項

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIFのいずれかを作成
2. バナーサイズ：左右170pix×天地50pix
3. ファイルサイズ：10KB（10,240バイト）未満厳守
4. バナーでの掲載を原則とし、テキストリンクでの掲載は不可

掲載料

年単位料金 100,000円／年
月単位料金 10,000円／月

申込先

申込書に必要事項を記入の上、メールまたはFAXにて申し込みをする。

E-mail：jssti-post@bunken.co.jp

FAX：03-5227-8631

制定

2019(平成31)年3月11日

掲載までの流れ

1. バナー広告申込書を学会事務局へFAXまたはメールにて提出（バナー広告申込 担当者様）
2. 提出されたバナー広告申込書を理事長および広報・ホームページ委員長へ報告（学会事務局）
3. バナー広告申込書の内容について審査し、承諾の旨を事務局へ連絡（理事長、広報・ホームページ委員長）
4. 担当者様へ承諾の旨を伝え、バナーのデータファイルの提出依頼（学会事務局）
5. バナーのデータファイルをメールにて提出（バナー広告申込 担当者様）
6. データファイルをホームページへ掲載し完了（学会事務局）

※ バナーのデータファイルの作成は学会事務局で行っていません。作成は担当者様でお願い致します。
なお、掲載完了後に掲載料の請求書をお送りしますので、なるべくお早めにお振込ください。

一般社団法人 日本性感染症学会
理事長 殿
広報・ホームページ委員長 殿

一般社団法人 日本性感染症学会
バナー広告申込書

20____年____月____日

以下の通り、一般社団法人 日本性感染症学会のホームページへ、バナー広告の掲載をお申し込み致します。
つきましては掲載について審査いただけますようお願い致します。

社名・団体名	
部署名	
担当者名	
住所	
TEL	
FAX	
E-mail	
掲載期間	20____年____月より ____ヶ月間 ・ ____年間
リンク設定先 URL	

【申込先】

一般社団法人 日本性感染症学会
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター (株)国際文献社内
TEL : 03-6824-9379 / FAX : 03-5227-8631 / E-mail : jssti-post@bunken.co.jp